

## 「ためまっぷなとり」情報発信規約

### (目的)

第1条 WEBサービス「ためまっぷなとり」の運用による情報発信を行うにあたり、名取市（以下「市」という。）及び投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）の留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

### (投稿できる情報)

第2条 「ためまっぷなとり」に投稿できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 市域内のイベント、行事等に関する情報
- (2) 市域内の社会資源に関する情報
- (3) 防災に関する情報
- (4) その他市長が必要と認めた情報

2 市は、他の投稿者と投稿情報が重複している場合又は投稿の内容が誤っていると判断される場合は、投稿した情報の修正又は削除を投稿者へ通知し、その対応を依頼することができる。

### (投稿の基準)

第3条 市は、投稿の内容が以下の項目に該当する場合は、投稿を削除することができる。

- (1) 責任の所在が不明な情報
- (2) 市が投稿者を支持又はその商品やサービスなどを推薦、若しくは保証しているかのような表現を含む情報
- (3) 公序良俗に反し、社会秩序を乱すような表現あるいはコンテンツを含む情報
- (4) 人権侵害・差別・名誉棄損・プライバシーの侵害・信用棄損・業務妨害となる恐れのある情報
- (5) 氏名・写真・談話・及び商標・著作権などを無断で使用した情報
- (6) 詐欺的なもの、いわゆる不良商法とみなされる情報
- (7) 自動的にウィンドウが多数開くなど閲覧者が不快と思われるサイトのリンク情報
- (8) 市の信頼を害すサイトのリンク情報
- (9) 法令に違反し、又はその疑いがある情報
- (10) 政治性のあるもの又は選挙に関する情報
- (11) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する情報
- (12) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥する情報
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関する情報
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない情報
- (15) 個人・団体の意見広告及び名刺広告等の情報
- (16) 社会問題についての主義主張や係争中に関する情報
- (17) 国内世論が大きく分かれている情報
- (18) その他、市が投稿内容に不適切と判断する情報

(投稿の責任)

第4条 投稿については、投稿者自らの責任において行うものとする。

2 投稿により他人の権利を侵害した場合等の損害賠償等の責任については、投稿者が負うものとする。

(投稿用アカウントの取得)

第5条 「ためまっぷなとり」に投稿しようとする者は、「ためまっぷなとり」投稿用アカウント取得申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市に提出し、投稿用アカウントを取得するものとする。

(投稿用アカウントの発行)

第6条 前条の申請書提出時には市はこれを審査し、投稿用アカウントの発行を決定する。

(投稿用アカウントの管理)

第7条 投稿者は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適正に管理する。

2 1つの投稿用アカウントを複数人で利用する場合は、その旨を市に報告し許可を得る。

3 投稿用のアカウントの乗っ取り、成りすましが発生した場合には、市に速やかに報告する。

(投稿用アカウントの削除)

第8条 市は、第3条の基準により削除された投稿をした投稿用アカウントに対し、制限や削除をすることができる。

(投稿の方法)

第9条 投稿用アカウントを取得した投稿者は「ためまっぷなとり」に投稿することができる。

(個人情報の保護)

第10条 投稿用アカウント発行に伴う以下の投稿者の登録情報及び投稿内容情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適正に管理することとし、投稿者はこれに同意するものとする。

(1) 投稿者の登録情報（投稿用アカウント取得申請書より収集する）

ア 申請者（団体代表者）の職・氏名（投稿者に連絡を取る際に利用）

イ 団体名（投稿者に連絡を取る際に利用）

ウ 投稿責任者（投稿者に連絡を取る際に利用）

エ 投稿開始予定日（投稿時期の把握に利用）

オ アカウント名（投稿内容の把握に利用）

カ アカウント登録メールアドレス（投稿者に連絡を取る際に利用）

キ パスワード（投稿者がパスワードを忘れた場合の情報提供に利用）

ク 配信内容（投稿内容の把握に利用）

ケ 発信頻度（投稿内容の把握に利用）

コ 運用体制（投稿体制の把握に利用）

2 市は、申請書に記載された情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供するものとし、申請者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は、市より提供された以下の情報を適正に管理する。

- （1）アカウント名（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- （2）アカウント登録メールアドレス（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- （3）パスワード（正当な投稿者かどうかを判断するために利用）

（サービス提供の終了）

第 11 条 市の都合により、「ためまっぷなとり」の継続的な提供が困難と判断された場合、市はサービスの提供を終了することができる。

2 市は前項によりサービスの提供を終了する時には、事前に投稿者に通知するものとする。

（その他）

第 12 条 その他、情報の取り扱いについては、名取市情報セキュリティポリシーに準ずるものとする。

附則

この規約は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

## 「ためまっぷなとり」投稿用アカウント取得申請書

私は「ためまっぷなとり」投稿用アカウントの取得にあたり、「ためまっぷなとり」情報発信規約に同意のうえ、以下の内容にて申請します。

申請者 職・氏名

連絡先電話番号

団体名 ( 氏名 )	
投稿責任者	
投稿開始予定日	令和 年 月 日
アカウント名	
アカウント登録メールアドレス	
パスワード (希望のもの)	
情報配信内容	
情報発信頻度	<input type="checkbox"/> 週に1回以上 <input type="checkbox"/> 月に1回以上 <input type="checkbox"/> 行事開催ごと
ためまっぷ運用体制	(記入例) 毎月第二土曜日 10:00~12:00 スタッフ 5名で、交流センターにて子育てサークルを開催。ためまっぷの更新は広報担当者 2名で更新作業対応実施。